

1 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の（１）から（３）までに掲げる要件を満たさなければならない。

（１） 日インドネシア協定附属書十第一編第六節２の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十四年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

（２） 第一の三の２の責務にのっとり、３の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

（３） 平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の（１）から（３）までに掲げる要件を満たさなければならない。

（１） 協定指針第二の二の３を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

（２） 第一の三の３の責務にのっとり、３の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

（３） 次のイからハまでに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

イ 在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けたときは、その旨及び３の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ロ 定期報告

(i) （１）の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び４の雇用契約の要件の遵守状況について、平成二十五年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

- (ii) その雇用する各特例インドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況について、平成二十四年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

ハ 随時報告

- (i) その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例インドネシア人介護福祉士候補者が出入国管理及び難民認定法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。
- (ii) その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。
- (iii) その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者の平成二十四年度介護福祉士試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。
- (iv) その雇用する特例インドネシア人介護福祉士候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

3 研修の要件

1の(1)の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、平成二十四年度介護福祉士試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人介護福祉士候補者ごとに、これを実施するための介護研修改善計画が作成されていること。
- (2) (1)の介護研修改善計画は、平成二十三年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十四年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。
- (3) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (4) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との雇用契約の要件

1の(1)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

特例インドネシア人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

特例インドネシア人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者又は平成二十一年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(1)のロ及びハ(同(2)において準用する場合を含む。)の要件、第二の一の2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって、法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次の1から4までに掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関からの報告の提出

(1) 第二の一の2の(3)のイからハまで及び第二の二の2の(3)のイからハまでに掲げる報告を受理するとともに、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(2) (1)の報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 特例インドネシア人看護師候補者等の出国及び滞在に係る支援

特例インドネシア人看護師候補者等が円滑かつ適正に日本から出国し、及び日本に滞在することができるよう、特例インドネシア人候補者等に対し、必要な支援を行うものとする。

3 特例インドネシア人看護師候補者等からの相談等に対する対応

特例インドネシア人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする。

4 特例受入れ機関に対する相談支援

特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者等の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第二の一の二の(3)及び第二の二の二の(3)の報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。